



2021年12月27日

各 位

会 社 名 東京コスモス電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩崎 美樹
(コード番号 6772)
問合せ先 常務取締役管理本部長 飯嶋 正明
(TEL 046-253-2111)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。

これに伴い、本制度に関する議案を2022年6月開催予定の第65回定時株主総会（以下「次回定時株主総会」といいます。）に付議する予定でありますので下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の導入目的等

当社は2021年6月の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止するなど取締役報酬制度の見直しを行ってまいりましたが、本制度はその一環として当社の監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に導入し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、次回定時株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を受けられることを条件といたします。なお、2016年6月24日開催の第59回の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は年額120百万円以内（使用人兼務役員の使用人給与は含まない）、取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は年額24百万円以内とご承認いただいております。次回定時株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 30 百万円以内とします。また、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は、年 20,000 株以内とします。ただし、次回定時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割り当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率、併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。

対象取締役は本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については指名報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役の間において

- ① 一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合は当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されること

を条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることのできないよう、譲渡制限期間中は対象取締役が岡三証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上